

## 「障害者の防災対策とまちづくりの総合的な推進のための研究」 第五回 勉強会 記録

この原稿は、「障害者の防災対策とまちづくりの総合的な推進のための研究」第五回勉強会の記録です。この記録では、講演部分は記録どおりではなく再構成して記載しました。質疑部分は記録に基づき、すべての発言者に内容と実名を出すか否かの確認をいただきました。

第五回勉強会は、所沢市ボランティア連合協議会からの講演依頼の機会を活用させていただきましたので、「講演会：災害時の要援護者支援（主催：所沢市ボランティア連合協議会、厚生労働科学研究班）」として広報しました。研究班からは、過去の勉強会参加者を中心にご案内をし、所沢市ボランティア連合協議会からは加盟組織に広報をしました。

所沢市ボランティア連合会の講演会開催趣旨は、「各種のボランティアが『災害時要援護者支援制度』について知らない場合が多いので解説をすること」とうかがっていました。所沢市の制度については担当の市役所危機管理課に依頼されるべきところですが、研究班にお尋ねいただいたのは、所沢の実情ではなく全国的な状況を知ること、市役所ではなく各自が（特にボランティアとして）何ができるかを考える機会をつくることと考えて準備しました。

しかし、ご参加くださった一部の方は、市役所あるいは国リハからの制度整備状況の報告を期待していらしたことを、後日、聞きました。前日、主催者から聞いた参加予定人数は40～50名でしたが、当日の参加者は85名でしたので、約半数の参加者の期待は違っていたのかもしれませんが、参加者の期待が理解できずに違和感を感じながら、早口で、的外れな話をしてしまいましたこと、お詫び申し上げます。来年も、研究の進捗状況をご報告したいと思いますので、これに懲りずに、是非、ご参加ください。

その他にも、ご関心をおもちいただけましたらいつでもご連絡ください。

平成25年3月  
国リハ研究所 北村 弥生

「広報チラシ」

# 災害時の要援護者支援



災害発生!! 一人では避難できない障がい者やおとしよりがあなたの近くにもいます。  
そんな時あなたにできること。みんなで考えてみませんか?

2013年1月16日(水)

午後1時30分～3時30分

講師：北村 弥生 氏

**講師略歴**  
1990年03月 東京大学大学院医学系研究科博士課程修了(医学博士)  
1990年06月-1992年08月 ハーバード大学比較動物博物館ポストドクトラルフェロー  
1992年09月-1995年12月 自治医科大学解剖学第一講座助手  
1996年01月- 国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部(～現在)

会場：国立障害者リハビリテーションセンター  
本館大研修室(4階)

参加費無料、手話通訳・要約筆記がつきます

※資料作成の都合上、下記までお申し込みを。当日参加も可

国立障害者リハビリテーションセンター案内図



■お申込み・お問い合わせ

所沢V連/電話・Fax 04(2922)7622  
(毎週水・木10時～3時)

E-mail: tokoro-vren.cat@orange.zero.jp

所沢市社会福祉協議会ボランティアセンター  
電話 04(2925)0041

主催：所沢市ボランティア連絡協議会  
厚生労働科学研究「障害者の防災対策  
とまちづくりに関する研究」班

講演の趣旨

チラシにありますように、この講演会は、所沢市役所が災害時要援護者支援制度についての現状を説明したり、国立障害者リハビリテーションセンター（以下、国リハ）が福祉避難所としての準備状況を説明するものではありません。会場には、所沢市役所障害福祉課長様、障害福祉課職員様、福祉総務課職員様、社会福祉協議会理事様、新所沢東まちづくりセンター職員様には、勉強会の延長としてご参加いただきました。市役所危機管理課長様からは、週末に、「公務多忙のため参加できないが、内容はフォローしたい」旨のメールをいただきました。

「災害時要援護者制度について知らないボランティアの方に制度を知っていただき、お知り合いの要援護者にお知らせいただくこと」が、ボランティア連合協議会様からのご依頼でした。災害に関する所沢市での担当は市役所危機管理課ですので、私にご依頼いただいたということは、所沢市の現状を報告するのではなく、日本の他地域での先行例を紹介することにあると考えています。また、ボランティアに何ができるかを紹介したいと思います。

国リハ研究所障害福祉研究部では、平成15年から障害者の防災に関する研究をしています。すでに国内外に、災害時の身体障害者のための防災マニュアルはありましたが、精神障害者、知的障害者、自閉症者のための防災マニュアルはありませんでした。精神障害者、知的障害者、自閉症者については、施設職員が利用者を避難させるための災害時行動マニュアルはありましたが、「利用者自身が避難訓練をする」という発想はありませんでした。そこで、北海道浦河町の精神障害者の社会福祉法人である「浦河べてるの家」（以下、べてるの家）と日本自閉症協会とともに、本人が主体的に避難訓練することについて共同研究を行いました。

その結果、べてるの家のメンバーは年に2回、4分で10メートルの高さまであがることを目標に、津波避難訓練を続けています。毎回、確実な進歩が訓練により蓄積されています。東日本大震災でも自発的に避難をして、新たな課題を見いだしました。その成果を、他の地域で実用可能かどうかを実証することが、私たちにとっての現在の課題です。他の地域のひとつとして所沢市を考えました。具体的な作業は、今年の1月から始まりましたので、研究班としては中間段階の報告も、今日、させていただきます。

スライド資料の内容は多めに作っており、全部の説明をする時間はありませんので、後ほど、ご覧ください（本記録では、使用スライドのみ掲載しました）。点字資料は事前にご要望をうかがいませんでしたので作成しませんでした。テキストファイルから点字プリンターで出力することは簡単ですので、ご希望の方は、受付の名簿に必要であることと郵送先をご記入ください。（追加：後日、点訳ボランティアの方からご連絡をいただきました。すぐに点訳の発注があったこと。連絡が確実に伝わっていなかったようで、申し訳ありません）。

また、今日の講演と質疑は録音して、テープ起こしし、記録として後日、郵送させていただきます。受け取りを希望される場合は、受付の名簿に住所と宛名をご記入ください。点字、テキストファイル、音声デジタイズでの提供もできますので、ご希望がありましたら、再度、名簿を回しますのでご記入ください。配布前に内容の確認をいただきたいので、御発言の方はお名前をおっしゃった上で、受付の名簿に連絡先をご記入ください。よろしくお願いいたします。

<スライド1：タイトル>

### 災害時要援護者支援

- 1 制度（各自が主体的に参加する必要がある）
- 2 色々な工夫
- 3 ボランティアとしてできること
- 4 調査結果概要の紹介

国立障害者リハビリテーションセンター  
研究所障害福祉研究部  
北村弥生

[kitamura-yayoi@rehab.go.jp](mailto:kitamura-yayoi@rehab.go.jp)

359-8555 所沢市並木4-1

<スライド終わり>

## 1 災害時要援護者支援と福祉避難所

### (1) 災害時要援護者とは

災害時要援護者について、ご存知ない方は、どのくらいいらっしゃるのでしょうか？お手をお上げいただけますか？ 数名だけです。ちょっと、うかがっていたことと違ってしますので、知っている話ばかりでしたら、お知らせください。

<スライド2：災害時要援護者支援制度について>

#### I 災害時要援護者

避難情報入手、判断に困難：高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人（急性期患者）

←災害弱者（避難移動困難：歩行困難）

内閣府「災害時要援護者の避難支援ガイドライン：H17」

「事例報告：H21」「避難対策事例集：H22」

都道府県：地域防災計画、要援護者支援マニュアル（43）、市町村マニュアル作成ガイド、避難所運営マニュアル、避難支援マニュアル→具体性に欠ける（特に、障害者）

市町村には以下を勧める

#### 1) 事前に災害時要援護者名簿を作成する

（市役所内、消防、警察との部門間の共有は可能→死亡統計はすぐに集計できる）

→近隣で要援護者を把握するために町内会、民生委員とも共有？ 共有すべきは名簿？きっかけ？

#### 2) 事前に個別避難計画を作成する（安否確認で、救出、救護が必要な場合はどうするの？）

（要援護者と支援者2名あるいは自主防災組織、隣組のマッチング）

→どうやって、どこに避難する？（歩いたことのない高齢者が避難所200m前で津波に飲まれた。20分間、知人の家にいた。「荷物を置いて行け」と自治会長は言えなかった。／たまたま、近所のボヤ対応に来た消防士に背負われて助かった）（各自、どのくらいの速さと荷物量で移動できるか、40m/分）

H24 東京都は人工呼吸器装着者に対して作成中（受け入れ病院、各自の準備器材、開示、配慮要求）

個人の工夫：電動車いすのバッテリーを呼吸器につなぎ変える：電車内での停電に対処

#### 3) 事前に福祉避難所を用意する

→発災3日目に開設、一次避難所で肺炎になった高齢者を想定

指定避難所の一画を福祉スペースにして配慮マニュアル、福祉避難所の運営マニュアル

一次避難所の運営マニュアル（鍵：市役所職員・自治会・学校、避難訓練での車椅子用仮設トイレのデモ、

受付でニーズを登録し、災害本部（まちづくりセンター）経由で、社協などが通訳者などを手配

登録様式、手配系統？

<スライド終わり>

災害時要援護者という言葉は比較的新しく、以前は、災害弱者と呼ばれていました。主に、災害時に避難しようと思っても移動できない人、つまり、車椅子の人、寝たきりの人を指していました。阪神・淡路大震災の時には、「視覚障害者や聴覚障害者も周囲の状況を感じて知ることができないので避難ができないこと」が注目されました。さらに、

知的障害者も「逃げる状況かどうかの判断ができない」ために災害時に援助が必要と対象が広がっています。他にも、高齢者、妊婦、乳幼児、災害時に急性疾患の人（骨折していたり、インフルエンザにかかっている人）など、理由はなんでも、災害時に避難するのに何らかの支援が必要な人を、災害時要援護者と呼んでいます。外国人も、言葉での警告がわからなかったり、津波という現象を知らないために逃げようと思わなかったりしますので、災害時要援護者に数えられています。

## （２）災害時要援護者支援の仕組み

災害時要援護者については、東日本大震災では、NHK テレビを中心に番組の放送もあり、世の中にも知られるようになってきたのではないかと思います。平成 16 年には内閣府から「災害時要援護者の支援に関するガイドライン」が発表され、全国の先行事例が報告書などで紹介されています。その先行事例で紹介された石巻市も、東日本大震災では、要援護者の被災が少なかったわけではありませんでした。災害時要援護者支援制度が有効に働いている場所は、まだ、私たちも見つけていません。今日の話では、「要援護者支援について、自分でできる、それから地域で協力してできることと、できないことを協議しよう」という考えを、お伝えしたいと思います。障害者自身ができること、ボランティアとしてできること、地域住民としてできることを、ご参加くださった皆さんが考え、実行するきっかけになれば幸いです。

内閣府の「災害時要援護者の支援に関するガイドライン」では、市町村に 3 つのことが勧められました。

第一は、事前に災害時要援護者名簿を作成すること。

第二は、事前に個別避難計画を作成すること。

第三は、事前に福祉避難所を用意すること。

このガイドラインで想定したのは、集中豪雨による避難で、半日程度前に予報が出る、1 泊で帰宅できる、対象は高齢者、という場合でした。東日本大震災に関する災害時要援護者の報道がありますが、大地震で家屋が全壊して停電した状態で避難所生活を送る、外出先や旅行先で被災するかもしれない、帰宅難民もある、津波の場合、はガイドラインでは、想定されておられません。日本全国で、今考えつつある課題ですので、一人一人の参加が重要です。

## （３）災害時要援護者名簿

第一の災害時要援護者名簿について調べたところ、全国の市町村に 2 つのタイプの名簿があることがわかりました。一つは、市役所内、消防、警察あるいは社会福祉協議会くらいまでが共有する名簿で、障害者手帳所有者や要介護者を市役所が抜き出したものです。これは、災害後の安否確認や支援ニーズの提案に使われます。ガイドライン作成により、「市役所の中で他の課の情報を共有することも個人情報保護法で禁じられている」と考える人も多くいたことは訂正されたのは大きな進歩でした。ただし、被災状況が深刻ですと、この名簿を使って安否確認を開始するまでに 1 か月以上かかりますので、発災時の避難を助けるための名簿ではありません。被害が大きいと名簿が流失したり、焼失することもあります。

住民台帳と連動させて、転入出の管理もできている市町村もあります。しかし、この名簿をいつ誰が使用するかの規定がないために、東日本大震災で使用されなかった市町村もありました。「震度 5 以上の地震」などの使用規定が、今回できつつあります。この使用規定に「避難訓練が含まれていない」という課題は、すでに多く指摘されており、平成 24 年度に、内閣府で行われた検討会でも、法律による対応の必要性が記載されました。

もう一つの名簿は、住民のうち援護を必要とする人に「手上げ式」で登録してもらうもので

す。内閣府のガイドラインに載っている登録様式のサンプルを示します。これは、名簿への登録と同時の個別避難計画を立てる情報収集ができる様式になっています。こちらは避難訓練でも使用できます。

図3 避難支援プラン・個別計画記載例 (表)

平成 年 月 日

〇〇市長殿

情報共有についての同意

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署に提出することを承諾します。

自治 区名		民生 委員		TEL FAX	
災害時要援護者 <高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他( )>					
住所				TEL FAX	インターネット(電子メール、携帯メール等)も含めた情報伝達手段
氏名		(男・女)	生年 月日		
緊急時の家族等の連絡先					
氏名		続柄( )	住所		
氏名		続柄( )	住所	TEL	
家族構成・同居状況等			居住建物の の構造	木造二階建て、昭和〇年着工	
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女はいずれも結婚して県外に居住…。			普段いる部屋	木造、鉄骨造、耐火造、着工時期等	
			寝室の位置		
特記事項 要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要					
緊急通報システム (あり・なし)				肢体不自由の状況、認知症の有無、必要な支援内容等。特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し、病名等を記入する必要はない。	
避難支援者					
氏名		続柄( )	住所		
氏名		続柄( )	住所		

<スライド3：内閣府のガイドラインから引用。避難支援プラン、個別計画記載例 (表) >

届け出た情報は、自主防災組織や民生委員が共有することが、まず、書かれています。情報共有の順番を見ますと、消防や警察は最後になっているということは、災害時に主に、この名簿を使うのは、自主防災組織や民生委員であることを示しています。

登録用紙の最初に自治区名、民生委員名、民生委員の電話とファックスを書きます。つまり、登録者は、自分の担当の民生委員を知っている、という想定です。

二番目に、登録者の区分として、「高齢用介護者、一人暮らし高齢者、障害者、その他」とあります。障害の種別はありません。登録用紙をもらった民生委員も、どんな障害なのか、わからないのでおたずねしなければなりません。また、障害名だけわかっても、どういう支援が必要かはご本人からうかがわなくてはなりません。

三番目に、要援護者の住所、電話、氏名、性別、生年月日を書く欄があります。

四番目に、緊急時の家族等の連絡先として、2名について、氏名、続柄、住所、電話を記入

します。

五番目に、家族構成と同居状況、居住建物の構造（木造二階建てとか、昭和何年竣工）、普段いる部屋、寝室の位置を記入します。これは、避難しているかどうかを、寝室まで探す、という意図に基づいた項目です。

六番目に、特記事項として、移動や聴覚障害などの機能制限、医療ケア、手話通訳等の必要なサービスを自由記述で記入します。しかし、記入要項には「特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し、病名等を記入する必要はない」とも、書かれています。

七番目に、避難支援者として2名の氏名、続柄、住所を書く欄があります。

<スライド4：所沢市の災害時要援護者登録申請書>

様式第1号		災害時要援護者登録申請書				
(宛先)所沢市長				申請日： 年 月 日		
届出者	フリガナ			名簿登録者との続柄		
	氏名					
	住所			電話・ファクス		
<p>所沢市内で大きな災害が発生したときに地域での援護が必要ですので、災害時要援護者の登録を申請します。          また、自分の住む地域の自治会・町内会、自主防災組織及び民生委員・児童委員に下記太枠内の事項を提供することに同意します。</p>						
名簿登録者(要援護者)	整理区分(当てはまるもの全てに○印をつけてください)	高齢者(単身・日中単身・要介護・認知症) 身体障害(児)者(視覚・聴覚・言語・肢体不自由・内部) 知的障害(児)者 精神障害者 乳幼児・児童 外国籍住民) その他( )				
	自治会・町内会、自主防災組織及び民生委員・児童委員に上記整理区分の事項を提供することに同意しない場合は、右欄の「同意しない」に○印を記入してください。	同意しない				
	フリガナ	男・女	明・大・昭・平	年 月 日 (日生歳)		
	住所	〒359— 所沢市	一人世帯、 人世帯 どちらかに○印をつけ、家族のいる方は人数を記入してください。			
	電話・ファクス			登録者の自治会・町内会・地区名		
緊急時の連絡先(親族等)	(フリガナ)	(名簿登録者との続柄：)				
	(氏名)					
	(住所)					
	(電話・ファクス)					
次の項目は、消防本部以外には使用しない情報です。都合が悪い項目は記入の必要はありません。						
健康状態等	病名					
	通院先					

こちらは、所沢市の災害時要援護者登録申請書です。内閣府のサンプルと比べると、違いが4点あります。

第一は、「自治会・町内会、自主防災組織及び民生委員・児童委員に情報共有することに同意しない場合」には、同意しないと書き込む欄もあります。

第二は、整理区分として、サンプルよりも細かい選択肢で、機能制限を選択するようになっています。市役所危機管理課によると、ここを選択していない人が多いそうです。

第三は、支援者を書き込む欄がないことです。支援者を自分で決められないために登録できないことは、この様式では防げます。



第四は、最後の項目ですが、「消防本部以外には使用しない情報（いいかえれば、消防本部とは共有する情報）」として、「病名」と「通院先」の欄があります。

市町村によって、この様式は様々で、それぞれの姿勢や状況が伺われます。

<スライド5：埼玉県によるガイドラインが示す例>

**災害時の救援活動に役立てるため、「災害時要援護者名簿」及び「避難マップ」に下記記載項目を登載し、事前に次の関係者に配備することについて承諾します。**

(配備先)

〇〇市町村長 様

年 月 日

氏名 (本人等の署名)

( 年 月 日現在)

氏名			生年月日	年 月 日	性別	
住所			電話			
			E-mail			
同居家族名 (続柄)	( )		( )			
	( )		( )			
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	電話	E-mail	
	昼					
	夜					
避難所						
広域避難場						
緊急通報システム		有 ・ 無				
身体の状況						
かかりつけの医者	名称	住所		電話		
必要補装具等						
持病、禁忌薬剤等						
保健福祉サービスの受給状況						
介護時の留意点及び必要とする支援						
住家の状況		住家の構造：		家具の固定 ( 有 無 )		
担当民生委員	住所		電話	E-mail		
	避難支援者	続柄	住所	電話	E-mail	
1						
2						



<スライド6：夕張市の災害時要援護者登録申請書 兼 登録台帳（個別計画）>

様式第2号 **災害時要援護者登録申請書 兼 登録台帳（個別計画）**  
 ※はじめに、こちらに記入してください。（①か②のどちらかに○をつけて提出してください。）

① 災害時要援護者支援制度の利用を希望する。  
 （希望される方は、下記の申請書兼登録台帳の項目も記入してください。）

② 災害時要援護者支援制度の利用を希望しない。  
 （今回希望しない場合でも、必要な時はいつでも支援を希望することができます。）  
 ②に○をつけた方は以上で終了ですが、下の住所・氏名欄の記入をお願いします。

住所：夕張市 \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

夕張市長 様

私は、災害発生時や平常時に地域の支援を受けたいので、下記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳の個人情報を市が、社会福祉協議会、民生委員、町内会、消防本部、消防団、警察署、支援者等の関係者に提供することについて同意します。

申請者(本人)氏名 \_\_\_\_\_ 印 (※自書又は押印)

代理人住所 夕張市 \_\_\_\_\_ 代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)

(※代筆（代理提出を含む）の場合は、代理人住所・氏名に署名が必要です。)

要援護者	住所：夕張市	生年月日： 明治・大正 _____ 年 月 日 昭和・平成 _____
	氏名： _____	性別： 男・女 _____ 家族構成（同居状況） 人（本人含む） _____
	(自 宅)	所属する町内会（ _____ 町内会）
	電話番号 (FAX) _____ (携 帯) _____	居住建物の階数： 階建て _____ 日中過ごす部屋： 階 _____ 寝室のある場所： 階 _____
緊急時連絡先		
氏名： _____ 続柄（ ） 電話番号（ ） - _____ (自宅・携帯・勤務先)		
氏名： _____ 続柄（ ） 電話番号（ ） - _____ (自宅・携帯・勤務先)		
要援護者の状態	<input type="checkbox"/> 障害をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の1～2級をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 療育手帳のA判定をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 介護保険の認定（要介護3以上）を受けている方 <input type="checkbox"/> 75歳以上の一人暮らしの高齢者の方または高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他の方（支援を希望する理由： _____）	
※該当箇所に☑を付けて下さい。		
特記事項	例：「要介護の区分が4で、一人での歩行が困難」など 必要な医療サービス等（透析・インスリン・車いす）についても記入。	
支援を必要とする理由等（できるだけ詳細に）		

この申請書に関する情報は、災害発生時の安否確認や地域の支援により生命の安全を図ること及び平常時における安否確認に活用されるものであり、他に情報を流したり、それ以外の用途に使用することはありません。

夕張市長

所沢市における要援護者登録者数は平成22年度の統計では3500人程度でした。東日本大震災の後、平成24年度の統計では4000人を超えました。それでも、所沢市民30万人のうち障害者手帳所有者は1万人。全国的に要援護者登録をしている人の多くは障害者ではなく高齢者ですので、障害のある人の登録率は1割程度なのではないかと推測されます。所沢の11の行政区の間で、登録率に差があるかどうかを危機管理課にうかがいましたら、「大きな差はない」ということでした。しかし、独自の要援護者支援要領を作成しているY町では、市の平均よりも高い登録率を示していましたので、町内会単位でみると差はあるようです。

「要援護者に登録したら、その情報は町内会さんや民生委員さんに共有して、町内会さんや民生委員さんに隣近所での互助を調整してもらってください」というのが、全国的な動きです。「登録したら、市役所や消防が責任をもって助けに行きます」というわけではなく、「要援護者名簿への登録を、災害時避難のことを各自で、また地域で考えるきっかけにしてもらいたい」という回答も被災地の役場職員から聞かれました。阪神・淡路大震災では、多くの被害者は建物や家具の倒壊が原因だったことから、「消防が到着するのは間に合わないから、隣近所で助けあうこと」が勧められています。

<スライド7：新聞記事>

## **災害時要援護者 2100 人の支援者決まらず、高齢化など理由に/横須賀 2012 年 4 月 2 日**

災害時弱者を地域の「共助」で支援してもらおうと、横須賀市が「要援護者」の名簿を作成し、町内会に提供を申し出たところ、約4分の1が受け取っていないことが1日までに分かった。「支える側も高齢で対応できない」「個人情報の管理が不安」などが理由で、登録者約9千人のうち約2100人の支援者が決まらない状態。市は「できることからやってほしい」と協力を呼び掛けるとともに、重層的な支援のため民生委員への名簿提供も検討している。

名簿には住所や氏名のほか電話番号や緊急時の連絡先など個人情報が記載されており、提供時には「慎重な管理」「コピーの禁止」などが盛り込まれた誓約書を提出する。このため、「個人情報の管理が不安」といった声もあるという。市は今後、高齢者らの見守り活動をしている民生委員にも名簿を提供することを検討している。

<スライド終わり>

ところが、町内会さんや民生委員さんにとって「隣近所での互助を調整すること」は容易な仕事ではありませんから、名簿を受け取らない比率が25%であるという地域もあります。名簿を受け取っても、「どうやって災害時の互助を成り立たせるか」は、全国的に解決されていません。そこで、研究として、個別避難計画のモデル事例を作ってみよう、と考えています。

たとえば町内会で独自に要援護者名簿を作成してもよいと思います。町内会で名簿管理方法を決めて、町内会に対して「手上げ」をしてもらうのです。町内会でなく、地域の親の会や障害者施設などどんな単位でも、問題意識を共有できる組織による自主的な活動があってよいと考えます。首都圏のある手をつなぐ育成会では、地域の福祉避難所に指定された民間の障害者施設に、会の賛同者の名簿と特徴の記録をあらかじめ預けました。地震で親が死んでしまった場合に、子どもの特徴を伝えられないことを心配する親が多いからです。この場合には、施設長さんの個人的な裁量で名簿を預かっているのだと推測します。同じ地域でも「公的施設の避難所では預かってもらうことは、まだ、認められていない」と聞きました。

### **(4) 個別避難計画**

個別避難計画というのは、市町村がすべきことの2番目に上げられています。災害時要援護者が災害時に家にいて、避難が必要になったら、どうやって、どこに、誰と避難するかの計画を立てることを、平成25年度にモニターさんとやってみようと考えています。

全国の先進例ではどうしているか、というと、「要援護者1名に支援者2名あるいは自主防災組織をマッチングすること」が行われています。しかし、どの人に避難が必要になるかわかりません。常に2名の支援者がかけつけられるとは限りません。支援者が外出しているかわかりません。支援者が病気になるかわかりません。そこで、個別のマッチングではなく、自主防災組織から誰かが必要な人に配置される方法を選択した地域もあります。が、実際に、うまく動くかどうかのシミュレーションまでは、なかなかできていません。東日本大震災では、56名の民生委員が避難誘導をしていたために亡くなったことから、「支援者も、第一に、自分の安全確保をすること」が内閣府の報告書でも明記されました。寝たきりの高齢者をどうやって高台の避難所まで運ぶのか、個別に事前に考えておかなければ実現できないことです。「避難先に何があるか、何は持っていかなくても容易に入手できるか」と相補的ですので、個人で考えるのではなく、避難所の運営員会や避難所に物資を搬入する業者との協定についても目配りする必要があります。先行事例では、自主防災組織は、火災対策や移動支援のための備品を準備していました。

検討が最優先と考えられているのは、電気で動く医療機器を使う人たちです。腎臓透析をしている人については、専門の医療機関が利用者を把握して対応する準備を東日本大震災の前から進めています。人工呼吸器装着者に対しては、東京都は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を作成し、平成24年度中に個人避難計画を作成することを決めました。保健師や市の担当職員が人工呼吸器装着者を訪問して、リストの準備器材が家庭にあるかどうかを確認し、受け入れ病院を想定し、移動方法を検討しています。来年度には、どうなったかわかると思います。

東京都の人工呼吸器装着者以外は、自分で災害時個人避難計画を作らなければいけないのが、全国的な現状です。私たちの研究では、「所沢市で、個人避難計画を一緒につくりたい」という人を募集しています。現在までに45名ほどの方が応募してくださっていますので、今日、ご参加の方でも、ご希望の方は、お申し出ください。支援者側のお申し出も歓迎します。

町内会長さんや民生委員さんからは、「障害についての知識がないので、対応ができない」というご意見をよく聞きます。民生委員を対象にした障害に関する研修は地区によってはあるようですが、具体的な支援方法を知る機会は少ないと思います。町内会にいる障害者とともに、障害と支援方法を共有する機会があるとよいのですが、なかなか機会がないようです。研究としては、モニターに対する個別避難計画の作成の中で、支援の仕方を共有する機会を持ちたいと考えます。

<スライド8：障害別の配慮点概要>

#### ・電気の必要な医療機器

・視覚障害：道の状態が変わると動けない、手引き者が半歩前を歩き、肩や肘を持ってもらう、避難所に通路が必要、トイレまで縄でガイドを作る、配給に並んでいても見えない、トイレの使い方が見えない

・聴覚障害：避難警報が聞こえない、声をかけても聞こえない（筆談）、筆談でも外国語で話すような緊張感（手話通訳、絵などで説明）、補聴器のバッテリー、携帯電話のバッテリー

・肢体不自由：道の状態が変わると移動できない、電動車いすのバッテリー、段差、2階、トイレ、褥瘡予防

・知的障害：避難の判断ができない、見守りが必要、新しい設定に慣れない、文章での説明がわかりにくい、興奮する一困っていたら、声をかける

・**発達障害**：避難の判断ができない、見守りが必要、新しい設定に慣れない、自分の空間が欲しい、音や刺激が気になる、不眠

・**精神障害**：新しい設定に慣れない（のが不安）、自分の空間が欲しい、音や刺激が気になる、不眠

・**食べ物**：アレルギー、流動食、偏食

・**女性**：生理用品、着替え、下着干し、セクハラ

・**高齢者、乳幼児**：オムツ、ミルク、食べ物

・**共通**：薬（3-7日分の予備）

**\*具体的に自分から申し出る、準備しておく（できれば、対処方法を）：自分に関する取説を携帯（避難所に預ける）**

<スライド終わり>

スライドに、色々な県や市町村の災害時要援護者マニュアルに書かれた支援方法をまとめました。完全な市町村はありませんが、東京都は充実しており、発達障害に関しては埼玉県は多くの記載をしています。

特別な配慮が必要な人は、避難所に行ったら、まず、受付で、「どんな配慮があるか」を申し出ます。急な対応が無理そうな内容であれば、避難訓練の時から準備を考えます。名古屋市では、受付名簿に、想定している配慮を選択肢で示して○をつけるように、受付名簿の様式を変更しました。また、支援者も自分のできることを受付で申し出ます。すでに、近所にガイドヘルパーや派遣手話通訳者者がいることがわかっているならば、事前に、避難所で個人的に配慮を受けられるか、支援者側の状況はどうか、公的な支援にすべき内容は何か、を相談しておく、有事のトラブルを避けられると思います。

多くの場合に共通するのは薬の確保です。3日から7日の予備、できれば2週間の予備があると安心です。

電気が必要な医療機器を使う人は、自家発電がある場所に移動するか、手動式の代替え装置を使う、あらかじめ準備しておくことが必要です。人工呼吸器を使っている人は、呼吸器だけでなく、吸引機、エアマット、電動ベッドなど多数の電気製品を使っています。地域の防災センターや包括支援センターに、発電機を用意したり、充電したり、代替え機を準備している市町村もあります。

視覚障害者では、地震でガラスや瀬戸物が割れると自宅内でも怪我をする危険がありますので、割れないように、あるいは、移動経路の安全を確保しておきます。道の状態が変わると歩けませんので、白杖を持って歩行者を止めて手引きを依頼します。手引き者は半歩前を歩き、肩や肘を持ってもらいます。また、避難所に通路が必要です。トイレまで縄でガイドを作ることにも有効です。配給に並んでいても視覚障害者は見えないのでマイクで配給のアナウンスをしたり、声かけする人を交代で依頼するような配慮があるといいと思います。また、トイレの使い方が見えなかったり、どこのトイレが空いているかも見えませんので補助が有効です。

聴覚障害者では、避難警報が聞こえないことが心配されています。地震など音がなくてもわかる場合には、当事者自身が外に出て情報を収集していただくとよいと思います。豪雨の雨の音が聞こえなかったり、停電の予告が聞こえないことに備えて、メールの防災情報に登録したり、連絡してくれる知人を確保する必要があります。（追加：防災無線をデータ放送で表示する仕組みを、ジャパンケーブルネットが自治体に無料提供するサービスも、平成25年6月15日から千葉市、市川市、船橋市、習志野市、日野市、八王子市で開始されることが報道されました）避難所等では、声をかけても聞こえなければ、聞こえないことがわかるバンダナをつけたり、筆談できるように紙と鉛筆を持参することが必要でしょう。避難所運営者は、配給のアナウンスをする時には、掲示板にも書いたり、あらかじめよくある放送内容は紙に書いておいて、使い回しすることも有効です。

車椅子利用者では、道の状態が変わると移動できないことがありますので、事前に家や職場の周囲の危険を確認しておく、有事の危険が減らせます。電動車いすのバッテリーの確保、避難所での段差や幅の対処、トイレの方法、褥瘡予防も事前に検討しておく、よいと思います。エレベーターが止まった時の移動方法も考えておくべきだと思います。

知的障害者では、避難の判断ができないことがあるので、避難の声かけや見守りが必要だと言われています。避難所のような新しい設定に慣れなくて体調を崩したり、不適切な行動をとってしまうこともあります。事前に、似た体験をしておくことで、安心を増やすこともできます。

発達障害者でも避難の判断ができなかったり、新しい設定に慣れないことはあります。音や刺激が気になったり、自分の空間がないために、不眠になったり、行動が落ち着かないこともあります。事前に、似た体験をしたり、役割を担ってもらうことも有効です。

食べ物にアレルギーや偏食があったり、流動食のような対応が必要な場合もあります。

女性への配慮は東日本大震災で注目されました。避難者の半数が女性であるにも関わらず、運営組織に女性はほとんどいないために、気づかれないニーズがあったためです。例えば、生理用品の準備、着替えの場所、下着の洗濯干し、セクハラがあげられました。下着を避難所で干すことには抵抗があることから、洗濯ボランティアを近隣住民が引き受けた例もありました。女性だけが、当たり前前に炊き出しの手伝いを割り当てられて、各自の用事ができないことも訴えられました。

高齢者にはオムツ、乳幼児にはオムツ、ミルク、離乳食が必要になります。

災害は、外出時や旅行中に起こることもあります。ホテルで非常階段を確認することの延長として、避難所や高台、病院はどのあたりなのかの目星がついていると、動揺が減らせると思います。

また避難所でも運営スタッフの交代時に、要援護者への配慮を引き継がれないことがあります。あらかじめ引き継ぎリストに項目を入れておくか、何度も申し出をするか、被災者の中で小さな配慮を共有する仕組みが必要だと思います。

## （５）福祉避難所を用意する

事前に福祉避難所を用意することは、内閣府のガイドラインで「市町村に実行が勧められていること」の3番目です。「福祉避難所運営ガイドライン」は厚生労働省が平成18年に作成しています。「福祉避難所運営ガイドライン」には、「福祉避難所は一次避難所の一画や一部屋でもよいこと」「小学校区に1カ所指定すること」が勧められていますが、準備状況はよくありません。平成24年の内閣府検討会資料では、事前に福祉避難所連絡協議会を作っておくことや、家族も一緒に福祉避難所に避難できるようにすることも記載されました。また、「相

談員を避難者 10 名に 1 名配置する」ことも勧められています。この相談員は介護者ではないことに注意が必要です。

所沢市では、すべての市立福祉施設が福祉避難所になっています。また、市立の施設以外では、所沢市は国リハ、国立秩父学園、県立所沢特別支援学校と協定を結んでいます。東日本大震災後には、民間の助産院との協定も進めていると危機管理課からは聞いています。国リハと所沢市の協定はインターネットでも参照できます。文京区では妊産婦や乳幼児の福祉避難所として跡見女子大学を指定したという報道もありました。

福祉避難所の設備として、私がかうかう質問に多いのは、まず、「電源の確保があるか」です。国リハには自家発電装置はあります。しかし、自家発電には燃料が必要です。東日本大震災でも首都圏のガソリンは不足しましたので、被災地であれば燃料不足のために自家発電時間に制約があることも予想されます。燃料の確保は重要な課題です。また、私が判断することではありませんが、電気の供給は病院が優先されるのではないかと推測します。福祉避難所として開設が最も有力なのは国リハの中でも講堂ですが、使用していない時には暖房は入っていませんから廊下よりも寒い場所です。学校の体育館と設備としては大きな差はありません。（本原稿の最後に、追加した見学者からの感想には「段ボールで仕切るだろうが」とありましたが、現在、段ボールが準備されているわけではありません。1月に関西で学校の避難所の宿泊訓練を行ったAJU職員からは、「ともかく寒く、風邪を引いた。仕切りを持ち込んだので、さらに天井にブルーシートを貼った。体育館は天井が高いので暖房は効きにくい。体育館の中に家族単位でテントを持ち込むのがいいかもしれない。」と聞きました。）

次に多い質問は、構造物の耐震性です。本館は平成 24 年度に建替えが終了しましたので、基準の耐震性を備えています。病院も建設中です。ただし、国リハ構内には古い建造物もありますので、構内の宿泊施設に被害があった場合には、宿泊施設利用者約 160 名も敷地内の福祉避難所を使用する可能性があります。

「国リハには、平時から障害者が生活していますので、施設のバリアはないだろう」と考える人が多いと思います。車椅子での利用に配慮して段差が少なく、廊下や入り口の幅は大きめになっていると思います。しかし、新しい本館のトイレの水洗スイッチは電気ですので、停電したら水は流せなくなります。バリアフリートイレは複数ありますが、排泄物の処理は一般の避難所と同様に凝固剤を使ったり、まとめてゴミ袋に捨てたりしなければなりません。平時よりもトイレ操作は複雑になり、平時には必要なかった場面での介助者が必要になると推測されます。例えば、視覚障害者や上肢障害者は排泄物の片付けを依頼することが予想されます。



写真：断水時のトイレの使い方。便器に大きなゴミ袋（20 リットル以上）をかぶせて用を足し、凝固剤を中に入れて尿を固まらせます。何回分かまとめてゴミ袋を捨てます。他の人と同じゴミ袋に排泄することに抵抗がある場合には、毎回、ゴミ袋を交換します。（カタログより転載）

被災地の一次避難所にバリアフリーの仮設トイレを設置しても、出入り口のカーテンの開け閉めを当事者はできないために、開けたまま用を足していたことを聞きました。また、視覚障害者は、どのトイレが空いているか、バリアフリートイレがあるかないかも、伝えてもらわなければわかりません。一次避難所では特別な介護技術がなくてもできる小さな手助けを、他の避難者に依頼する仕組みや、当事者が依頼する勇気も重要なことも報告されています。

東日本大震災では、ボランティアが視覚障害者に付き添うこともありましたが、短期間で交代するために、「散歩をしたい」と言い出すことができなかったという報告がありました。

「避難所で周囲の人に気遣ってもらった。前から、こういう交流があればよかった。」という報告もありました。遠方から慣れないボランティアを依頼しなくても、近隣から交代で少しの支援があった方がよさそうに思われる場合も見られます。

また、甚大災害では一週間は外部から支援に入りにくいので、近隣で助け合うことが必要です。



写真：安定性のよい仮設便器が広いテントの中に設置してある。入り口はカーテン。（写真提供：AJU 自立の家）

## （6）多様な福祉避難所

福祉避難所という言葉は、あいまいに使われています。内閣府のガイドラインなどでは、「一次避難所での居住が困難な場合に移動する（たとえば肺炎）」と、3日目位に開設されます。当事者は、「すぐに特別なニーズに対応してくれる場所」と考えていますが、そういう場所を準備するには事前に調整が必要です。東日本大震災で、福祉避難所に指定された施設の中には高齢者のグループホームがあります。グループホームで外部から若干名を受け入れて、福祉避難所の指定を受け、住人が支援物資を受け取ったという例もあります。

## 2 色々な取り組み

ここまで、災害時要援護者名簿と福祉避難所について、なかなか有効な準備が進んでいないことを紹介してきました。一方で、東日本大震災の後、災害時要援護者支援に関する取り組みは、行政、地域、ボランティアなど、できることから実行されています。ここでは、いくつかの取り組み例をご紹介します。

### （1）東京都のヘルプカードとヘルプマーク

東京都はヘルプカードの作成を市町村に勧めています。東京都としては赤の背景色に白の十字の入った表紙のデザインを提供し、市町村に市町村名やキャラクターを入れて配布し、当事者自身の情報を記入することをすすめています。その方法は「ヘルプカード作成ガイドライン」としてインターネットで公表されていますので、各自で、同じ物を作って携帯しても用は足りません。

ヘルプカードに先行して、東京都は「義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の



人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように「ヘルプマーク」を作成しました。障害者等で利用を希望する人に大江戸線各駅でヘルプマークを配布するとともに、大江戸線の優先席にステッカーを標示して、ヘルプマークを持っている人への優先席の利用について理解と協力を求めています。

又、東京都のホームページでは、災害時の初動マニュアルが、視覚障害者、聴覚障害者については、すでに平成24年12月に公開されています。知的障害、高次脳機能障害に関するマニュアルも整備中です。

<スライド9：ヘルプカード作成方法、東京都のホームページより転載>

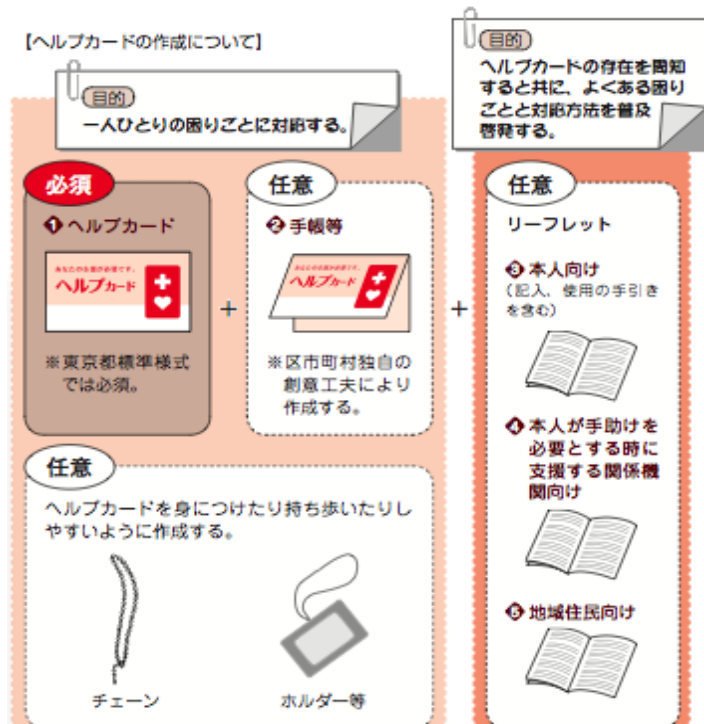
## 1 ヘルプカードの作成

### ① 目的に応じて作成する形態を選択

ヘルプカードについては、「お財布などに入れておけるようにしたい」「周囲から見えるように身につけておきたい」、「周囲から見えるように持つものと、かばんの中に入れておく詳細な情報の入ったもの2種類を持ちたい」「複数のものを持つのはわずらわしい」と様々な声があります。また、「周囲の人がカードのことを知らないと思うと、使う勇気が出ない」「ヘルプカードを通じて近隣の人に自分の障害を知ってほしい」と等の声があります。

そこで、ヘルプカードは、次のように作成することができます。

【ヘルプカードの作成について】





海老名市が配布する要援護者ベスト。マジックで障害の内容などを書き込める

写真左：海老名市が配布する要援護者ベスト

写真右：5センチx9センチの名札に、自分の状態とコミュニケーション方法を書いて車椅子につけている

避難所や避難所に行くまでの経路で支援を必要とすることがわかるようにするグッズも色々と作られています。海老名市は蛍光の黄緑色のベストを配布したそうです。腹側と背中側に大きく「要援護者」と印刷されており、各自がマジックで必要な支援内容を書き込むスペースも作られています。避難するまでの経路や大きな避難所で介助者の入れ替わりが多い場合には、このような大きな表示は有効かもしれませんが、ずっと着用しているのは抵抗があるかもしれません。自分で、必要な介助方法を書き込んだネームタグや解説を作成して常備する人もいます。

## (2) コミュニケーションボード（セイフティーネット横浜）

横浜市の社会福祉協議会は、知的障害者が避難所でコミュニケーションをとるためのコミュニケーションボードをインターネット上に公開しています。「名前」「住所」「電話」「いたいところはどこ?」「食べる」「飲む」「寝る」「はい」「いいえ」「トイレ」「移動する」「待つ」「手当」などの基本用語とその内容を示す絵をA4サイズ2枚にまとめて、避難所で絵を指差してコミュニケーションを図る方法です。そのほかに、避難所で他の人にわかってほしい場面と対処方法を4つの項目について示してあります。「困っているような時には、具体的にゆっくり話す。実物を示しながら聞く。」「並んだり待つのが苦手な人には、後ろに案内して『ここで待ってください』と簡単な行動と一緒に示す」「通路を確保する」「気になる行動をしている時には、静かなところで見守る」です。

このコミュニケーションボードは、初めは買い物の場面で使うために開発されました。その次は病院での受診です。買い物版も病院版もセイフティーネットプロジェクト横浜のホームページから参照できます。

コミュニケーションボードは避難所があればよいわけではなく、平時から、このようなボードを使う練習をしておくことで知的障害がある人でも、混乱せずに意思疎通ができます。「避難所においておけばよい」わけではなく、平時から相互に利用していることが必要だと考えます。

また、緑色の絵の上から二番目の左に、黄色のバンダナを首に巻いている人と、緑のバンダナを首に巻いているひとがいます。ここでは、黄色のバンダナが要援護者を示し、緑のバンダナが支援者を示しています。細かいことは示さなくても、共通の表示をすることで、お互いに声をかけやすくなるのであれば、使えばよいと思います。

# コミュニケーションボード 災害 Disaster


「具体的に」「ゆっくり」「やさしく」  
話しかけてください

 たべる Eat	 のむ Drink	 ねる Sleep
 はい Yes	 いいえ No	 トイレ Restroom
 移動する Move	 待つ Wait	 手当て Care


黄色の「D」は「交換してほしい」・緑色の「D」は「交換できる」というサインです。

## 避難場所のみなさんをお願いしたいこと


**何が困っているみたい…。**




- 困っていることをうまく伝えられない人もいます。
- 表示が見えない人や音が聞こえない人、文字やことばがわからない人もいます。




**並ぶことや待つことが苦手な人がいます。**




- その場の様子から判断することが苦手な人もいます。(みんなが並んでいるから自分も並ぶなど)
- 並ぶことや待つことが苦手です、待っていると不安になる人もいます。




**通路を確保してください。**




- 狭い通路や入り組んだ通路、段差により通行が妨げられてしまう人もいます。
- 歩行が不安定で転倒しやすい人もいます。



**慌てる行動をしているけど？**



- 状況の判断がつかず大きな不安を抱いたり、パニックをおこしやすくなる人もいます。
- 人ごみや大きな声・音、まぶしい光などが苦手な人もいます。



- 具体的にゆっくりと、伝わっているか確かめながら話してください。
- コミュニケーションボードを使ってみてください。
- 実物を示しながら聞いてみてください。
- 大切な情報を伝えるときは、文字と絵、ことばの3つの方法を用意してください。

<スライド10：コミュニケーションボードサンプル転載、セーフティネット横浜ホームページより>

(3) 聴覚障害者用のバンダナと SOS カード

写真：墨田区で作成したバンダナ



墨田区では 2008 年から SOS カードとバンダナの製作をしています。市区町村の名前を入れて作成することもでき、1 枚 400 円で販売しているそうです。所沢市でも、社会福祉協議会が、「手話通訳ができます／耳が聞こえません」を表示した二色のバンダナを作成したと聞いています。避難所に置いてほしいという希望も聞きましたが、どのように配布するのか、あるいは、販売するのも含めて継続した事業になることが望まれます。

図：SOS カードの 1 枚

SOSカード		指でさして教えてください
<p>手話の出来る方は、いませんか？</p>	<p>今の放送は、何と言っていますか？</p>	<p>避難場所へ案内して下さい</p>
<p>電話をかけて下さい</p>	<p>耳が聞こえません</p>	<p>書いてもらえませんか？</p>
<p>警察へ 110番 して下さい</p>	<p>急病です！ 119番 して下さい</p>	<p>火事です！ 119番 して下さい</p>

Copyright: 日本聴覚障害者建築協会 (協力) OKI 愛の 100円募金  
協力: 墨田区聴覚障害者協会・手話サークル「すみだ」

SOS カードは、聴覚障害者が緊急時に必要とする言葉を絵と日本語で示した A4 サイズの 6 枚のカードで、日本聴覚障害者建築協会が作成し、インターネットでダウンロードできます



([www.aajd.org](http://www.aajd.org))。「手話の出来る人はいませんか?」「今の放送は何と言っていますか?」「避難場所へ案内してください」「電話をかけてください」「耳が聞こえません」「書いてもらえませんか?」「警察へ110番してください」「急病です!119番してください」「火事です!119番してください」などが例文にあります。日本語、英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、オランダ語、スウェーデン語、ノルウェー語、デンマーク語、フィンランド語、ロシア語バージョンもあります。また、日本語ルビつき、小冊子、携帯電話用画像の3種類も用意されています。他に、消防署や救急救命士などの介助者向けのカードもあるそうです。

墨田区では避難所予定施設(41カ所)と駅や区の施設、病院や銭湯、民間企業や町会会館、大型マンション等区内130カ所に設置されているそうです。はがきサイズにプリントして裏に緊急連絡先や避難所を記入してラミネート加工したミニSOSカードを作り、いつも持ち歩いている当事者や支援者もいるそうです。

手話通訳者の場合には、市区町村によってはワッペンを平時から配布しているそうです。ただ、広い避難所では見えにくいかもしれません。東日本大震災では、『障害者支援をします』というカードをさげている時には要望は出なかったけれど、『子ども支援をします』と書き換えたなら要望が出るようになった』という話もありました。依頼する側が抵抗が無い方法の工夫も必要とされます。

#### (4) 災害に役立つような物品

<スライド11: 災害に役立つような物の写真を掲載>

## 災害時に役立つような物

自宅、会社、自治会倉庫、避難所倉庫に備えておくべきものは?

**移動用リフト(171012)**



**¥174-3 万能ハンディ担架**  
2人での移動に安心で便利なタンカ、入浴にも使えるナイロンメッシュ製。  
●サイズ: 担架 幅75×奥行90cm  
肩ベルト 幅5×長さ最大180cm  
●レンタル使用料金 **非税**  
1ヶ月につき ¥3,000  
介保費人員費(10%) ¥300  
●売価 **税別** ¥45,000  
※この品は市区町村によっては介護保険の対象とならないこともあります。

**¥133-3 ライト付ステッキ**



提供価格………¥9,800(税込)  
暗くなつての外出や夜道もこれで安心。足もとを照らすヘッドライト、後ろからも気付くバックライト、アラームもついています。ハンドル発電式で1~2分充電すれば約30分点灯します。  
●サイズ: 長さ69~85cm(8段階)  
●重量: 360g  
●レンタル使用料金 **税込**  
1ヶ月につき ¥800  
介護保険対象外



LEDソーチアンブレラワタニ  
2,000円



「カセットガストーブ」  
16,000円



アルミシートボンチョ  
16,000円

移動用リフトとライトつきステッキは、介護用品のカタログからの引用です。移動用リフトは担架に座るような形で、介護者2人が頸にひもをかけて運びます。体位保持ができる人で、短距離であれば、移動は可能に見えます。介護保険でレンタルすれば1か月3000円、個人負担は350円ですが、購入すると45,000円です。ライトつきステッキは9800円です。一般の製品の中にはライトつき傘2000円、カセットガストーブ16,000円、アルミシートボンチョ

1,600円などがあります。平時にも使えるものを、すぐに使えるように準備するのがよいと考えます。

<スライド12：災害に使えるような物品の写真>

・耳栓、携帯用ノイズキャンセリングヘッドホン

引元 嘔吐物緊急凝固剤  
**ゲロポン GELOPON-S**  
 付属品9点セット(イラストマニュアル付)  
**特長**  
 ① 独特の形状により、コンパクトな設計  
 ② 持ち運びに簡単  
 ③ 汚物を含めて速早く凝固  
 ④ 誰でも簡単に使い、汚物からイラスト処理マニュアル付  
 ⑤ より安心・安全な処理  
 ⑥ 持ち運びに便利な本棚サイズ

Y156-3 携帯簡易トイレ  
 提供価格……… ¥3,990(税込)  
 本体を開いて脚で固定、便座をのせるだけの簡単組立。汚物袋、凝固剤つき。  
 ●サイズ：幅30×奥行31×高さ32cm  
 ●重量：820g 耐荷重120kg  
 汚物袋は黒になります。 パナソニック

スケットトイレ

14

避難所では、アイマスク、耳栓、ノイズキャンセリングヘッドホンで周囲の雑音を遮断する工夫も有効かもしれません。自宅でも断水で水洗トイレが使えなくなった場合には、燃えるゴミとして排泄物を処理するためのネコ砂が便利です、これは、ネットで検索すると多様な素材が見つかります。嘔吐物を固めてとる処理剤はノロウイルス感染に東日本大震災でも使われました。携帯簡易トイレ 3,990円、簡易トイレをカバーする一人用のテントなどがあります。

#### (5) 要援護者名簿を共有するための条例

すでにいくつかの市区町村では、「個人情報保護」で阻まれている行政から町内会への要援護者名簿の提供を可能にする条例を作成しています。たとえば、渋谷区はすでに実施しており、横浜市は2013年度中に実施するために、2012年にはパブリックコメントを求めました。(追加：足立区では孤独死を予防するために条例をつくりました)

「個人情報保護」は必要以上に言われていることも事実ですが、障害名等も含まれた情報を地域で共有することについては、当事者からの反対も多くあります。実際に差別や偏見、犯罪や宗教勧誘を避ける体制がなければ、安易な情報共有は危険だと考えます。

#### (6) 障害者の事業所としての準備

次に、名古屋市にある障害者の事業所の災害準備例をご紹介します。事業所というコミュニティでの共助という考え方です。名古屋市は東海豪雨を平成12年に経験しました。伊勢湾台風もありましたし、東南海大地震も想定されています。災害の危機感はかなり強い地域です。名古屋市は住民台帳と連動した要援護者名簿を整備しています。一方で、小学区ごとに地域の互助による防災活動を奨励しています。しかし、地域では障害者が避難訓練に参加する姿は見られません。

AJU 自立の家は、利用者が140名、スタッフが70名程度の自立生活をする障害者の事業所で

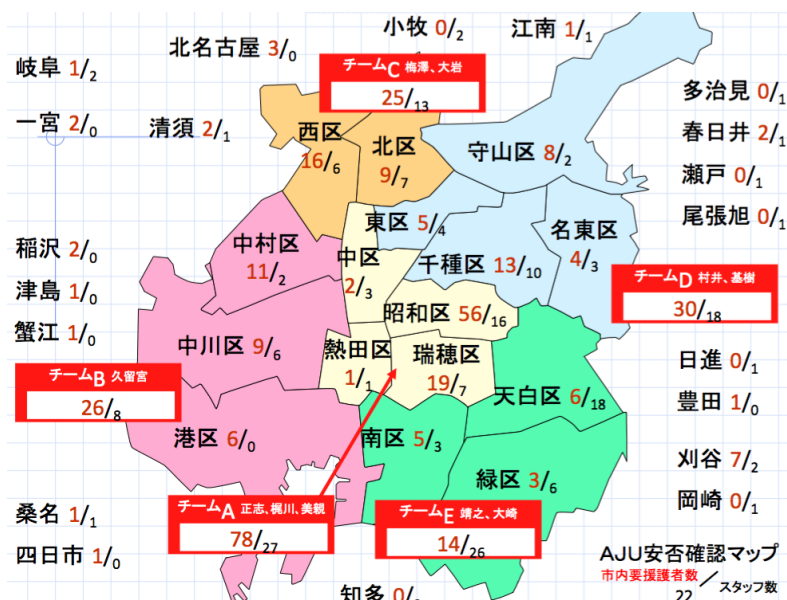
す。事業所は7カ所くらいありますが、宿泊施設がある1カ所は福祉避難所に指定されています。他の建物も耐震性が高いため、地震の時には、避難所にかぎらずに事業所に来ることとしています。そのために、事業所内の家具の固定、備蓄、発電機の購入をすすめています。

福祉避難所としては、名古屋市と形式的な協定がある他は、具体的な協議は進んでいませんが、介助者の調達に関しては、AJUから名古屋市に方針を尋ねているそうです。

AJUは、東海豪雨の時に自宅が浸水した利用者に宿泊施設を半年間提供したり、東日本大震災の被災者1名を約1年宿泊施設で支援した経験があるため、日中に事業所で被災した場合のイメージはあるようでした。しかし、休日夜間に利用者と職員が自宅で被災した場合の安否確認と生活支援方法は未整備でした。

そこで、平成24年度には、図のように、名古屋市を5つの区域に分けて、利用者と職員の居住状態を確認しました。連絡がつかない場合に、職員が利用者の安否確認を訪問して行うために、利用者の自宅確認を行いました。また、地域の避難所、消防、警察、医療機関、ガソリンスタンド、井戸などの情報をデータベース化して、地域での避難生活に活用する準備を始めました。

利用者の名簿を必要な職員が携帯することは、利用契約の重要事項説明で了解を得ていました。家の近くに避難するという方法もありますが、避難生活が長期になる場合には、AJUのように利用者が使い慣れた事業所に避難するという方法もあると考えます。



<スライド13: AJUの利用者と職員の居住地配置>

### 3 災害時ボランティア

次に、福祉関係の災害時ボランティアについて、東日本大震災の経験を少し紹介します。東日本大震災での災害時ボランティアの苦労をうかがうと、第一に、コーディネーターの不足が上げられました。需要と供給のマッチングが難しい。特に、個人のボランティアでは、知らない人通しの関係が、被災者とボランティア、ボランティア同士の間にあります。これらについては、事前に災害時ボランティアの講習を受けたり、経験を積むことで短時間でも有効な活動が期待できます。所沢市も社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが昨年でき、講習や派遣を行っています。ホームページから登録用紙もダウンロードできますので、ご覧ください。

第二に、東北地方の場合には、ボランティアを活用する経験がなかったために、被災者がボランティアに仕事を依頼しないことが指摘されました。そんな場合に、民生委員や地域の人によるつながりが有効だったといます。被災者自身がボランティアをニーズにつなぐ役割もでき



るわけです。

第三に、自治体職員の派遣や組織としてボランティアに入っただくことで、コーディネートや機能が効率的だった例もありました。ボランティアの多くは、がれき処理などを行い、介助ボランティアが不足したことも指摘されています。介助ボランティアは経験が必要なことも制約になりました。被災者側も、「慣れて来たら、色々、お願いしよう」と思っているうちに交代してしまう、ということも繰り返されたようです。依頼する側の技術も、平時から備えるとよさそうです。

第四に、ボランティアが被災地に入れるまでには日数がかかります。平時からの知人は直接に訪ねることができますが、被災地でニーズをまとめて宿泊場所等を確保してボランティアを要請するには時間がかかるからです。また、交通手段の制約もあります。発災から3日間は、被災者同士で助け合うことが多くなります。被害が大きいほどニーズをまとめる余力がなく、ニーズがあるにもかかわらず支援を要請できないこともありました。平時からニーズを見積もることも有事には有効だと考えます。

#### 4 所沢市での研究状況

##### (1) 所沢市の災害時要援護者支援

<スライド 14：所沢市 11 行政区の地図と障害者手帳所有者数など>

#### 所沢市11区における要援護者の分布：ほぼ、均一



地区名	人口	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	高齢化率	要援護者数	要援護者比率%
合計	342,735	4761	21.2%	3524	1.03

	身体障害者手帳所有者数	身体障害者手帳所有者比率%	療育手帳所有者数	療育手帳所有者比率%	精神障害者手帳所有者数	精神障害者手帳所有者比率%	三障害者数	三障害者比率%
合計	8,702	2.57	1,656	0.48	1,782	0.51	12,140	3.56

平成23年度は登録数500増加  
(障害者の他に、高齢者、乳幼児、妊婦等がある)

24

所沢市の高齢化率は21.2%、要援護者登録数は3524で要援護者の全人口に対する割合は1.03%でした(平成22年度)。障害者手帳所有者数は3障害合わせて人口の3.56%ですから、要援護者名簿の登録割合はかなり少ない状態です。知的障害者の親からは「登録しただけで、何の対応も無い」と不満を窺っていましたが、「市役所が何をすべきか」は検討中とのことでした。これは、所沢だけではなく全国的な状況です。

内閣府のガイドラインでは、名簿作成後は、自治会長や民生委員と地域での個別避難計画を作ることが勧められていますが、すでに述べたように、具体的にどうしたらいいかわからないために進んでいない状況です。そこで、当事者モニターを募集して、どうしたら個人避難計画が出来るのかを考えてみようと思っています。

まず、モニターを募集するために調査を行いました。所沢市役所障害福祉課にご協力いただき、市内の6障害者施設と市内の5障害者団体に、障害福祉課を介して調査依頼をしていただきました。配布数453、回収数138、回収率30.4%でした。調査では、この程度の回収率は一般的です。東日本大震災の後、災害時要援護者支援は関心が高いことと、市役所を介した調査のために、もう少し回収率が上がるかと予想しましたが、一般的だった理由は、ほとんどを記名調査にしたためと考えています。配布が遅れた1施設は無記名調査にしたところ、回収率は40%を超えました。ただ、記名調査でも回収率が50%を越えた施設もありましたので、記名が影響したかどうかともわかりません。また、障害者団体の中に精神障害者団体と発達障害者団体は入っていませんので、平成25年に調査したいと考えています。

<スライド15：調査対象者概要>

## 対象者概要

		発送数	回答数	回収率
合計(回収率は平均)		453	132	29.9

項目	内容
回収数	131(男73、女53、無回答5)
自己記入	27(聴覚10、肢体不自由6、知的2、内部2、視覚1、精神1、無回答5)
年齢	平均45.2歳(幅18-99歳、無回答5)、65歳以上29名(23.0%)
手帳所有者	121(知的障害74、肢体不自由40、聴覚障害12、精神障害5、発達障害5、視覚障害4、難病、2:重複27)

平時利用サービス	人
薬	43
手動車いす	24
身体介助	16
電動車いす	7
電動ベッド	7
家事介助	7
手話通訳	5
ガイドヘルパー	4
腎臓透析	2
人工呼吸器	1

26

返信が遅かった7部については、ここに集計していませんが、男性が若干多く、自分で回答したのは20%程度でした。年齢は平均45.2歳で、18歳以上でした。配布先が成人になっていたようです。65歳以上は23%でした。手帳の種別では、知的障害が約6割、肢体不自由が約3割、重複障害が約2割でした。

平時に利用しているサービスでは、薬が一番多く約4割、車椅子は2割、身体介助は12%でした。回答者数は少ないので、所沢市の平均的な状況を代表しているとはいいいがたいですが、個々の事例の状況を把握したいと考えています。

<スライド 16:災害時要援護者名簿に関する回答>

## 災害時要援護者名簿について

要援護者名簿に登録済み 29(22.1% : 集団としては多い : 熱心な  
集団) 不明11.5x2=23

登録しない理由

制度を知らなかった	手続きをしそびれている	利点がわからない	該当しない	知られたくない	その他	無回答	合計
36	16	11	4	0	14		

登録後の対応

ない	民生委員	自治会長	個人で準備	ケアマネ	無回答	合計
20	6	5	0	1		

民生委員について知っていること：接点が少ない

名前	顔	住所	電話番号	その他	無回答	合計
54	45	28	27	17		

自治会入会 103(79.2%)

27

要援護者名簿登録者は 22.1%で、市の平均より 2 倍程度高いと推測されます。災害時の準備に熱心な人であったと推測されます。登録していない理由の最大は「制度を知らなかった」36 名、「手続きをしそびれている」16 名、「利点がわからない」11 名と続いていました。

登録後に、自治会長や民生委員の訪問を受けた人が 12 名 41.4%でした。ところで、平時から民生委員との付き合いがあるかどうかを聞いたところ、名前を知っているのは 41.2%でした。

自治会の入会率は 79.2%で所沢市の平均 65.6%（平成 22 年度）よりも高い数値でした。

<スライド 17:災害時の不安>

## 災害時の不安

災害時の不安を自由記述 73 (55.7%)

災害時の不安内容(重複回答あり)

避難所生活	19
避難行動	17
外出時	15
情報入手	10
家族連絡	9
パニック	8
トイレ、食糧	6
漠然とした不安	5
薬	5
なし	3
親の外出	2
判断	2
医療ケア	2
家具固定	1
家屋倒壊	1
火事	1
怪我	1
介助者	1
施設の夜間職員数	1
ベッド	1
救援依頼	1
合計	111

28

災害時の不安を自由記述で回答していただいた結果を多い順に並べました。「不安がある」と回答したのは 73 名、55.7%でした。

## 避難について

最寄りの一次避難所の場所を知っている78(59.5%)  
 地域の避難訓練に行ったことがある 32(24.4%)  
 行かない理由

本人が参加できない	開催日わからない	行くことができない	都合がつかない	一次避難所に行かない	自治会会員でない	その他	無回答	合計
36	14	14	12	7	5	15		

要援護者用の避難訓練があったら行きたい55(42.0%)、わからない49(37.4%)

要援護者用の避難訓練に行かない理由

避難所生活できない	トイレが無い	役にたつと思えない	スケジュールがあわない	介助者確保が難しい	行くことができない	知られたくない	不要	その他
12	9	9	8	8	7	2	1	8

29

<スライド 18:避難所の認知と避難訓練への参加に関する回答>

最寄りの一次避難所の場所を知っている人は約6割、避難訓練に行ったことがある人は約25%、要援護者用の避難訓練が会ったら行きたい42%でした。「要援護者用の避難訓練でも行かない」という理由は、多い順に「避難所生活は出来ない」「使えるトイレが無い」「役に立つと思えない」「スケジュールがあわない」「介助者確保が難しい」「行くことができない」でした。「地域に障害のことを知られたくない」は2名でした。

<スライド 19:個人避難計画作成希望と避難したい場所に関する回答>

## 個人避難計画

個人避難計画作りたい 55人(41.7%) (わからない 27)、連絡先記入者 45人(34.1%)

個別避難計画を作ろうと思わない理由 (重複回答あり)

時間がとれない	減多に起こらない	実用的でない	知られたくない	その他
19	12	4	1	1

避難するとしたら行きたい場所 (重複回答あり)

	全体 (N=131)	%	計画作成希望者 (N=53)	%
最寄りの一次避難所	29	22.1	14	26.4
最寄りの一次避難所に要援護者用設備	26	19.8	14	26.4
わからない	26	19.8	8	18.9
福祉施設	20	15.3	8	18.9
その他(福祉施設、学校に移動可能性)	20	15.3	13	24.5
国リハ	17	13.0	9	17.0
公民館	14	10.7	4	7.5
学校または職場	11	8.4	5	9.4
親戚・友人・知人(徒歩圏)	11	8.4	5	9.4
自家用車の中	8	6.1	5	9.4
秩父学園	4	3.1	2	3.8
テント	3	2.3	1	1.9
県立所沢特別支援学校	3	2.3	1	1.9
親戚・友人・知人(徒歩圏外)	0	0.0	0	0.0

31

「個人避難計画を作りたい」という55名のうち、住所を書いてくださった45名の方から、平成25年度に、一緒に計画を作って行こうと考えています。その方達が、避難したい場所をうかがいましたところ、最寄りの一次避難所と福祉施設が多くあがりました。国リハも17%と多目でした。

# 地理情報システム GIS を使った図上訓練 DIG



ゼンリン電子地図帳Zi15 15,000円 32

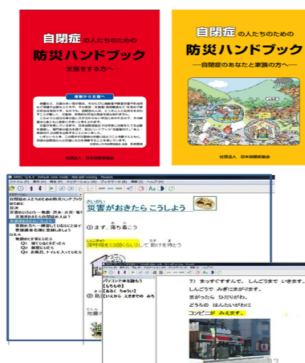
<スライド 20: 電子地図上にモニターの自宅と避難資源をプロットした地図>

モニターのご自宅の近隣で利用しやすい避難所があるか、代替え場所があるか、を地図上で考えてから、実際に訪問して環境をチェックし、介助者を含めた移動方法を考える予定です。

<スライド 21:その他の研究計画>

## その他の計画

- ・発達障害利用者への避難訓練（国リハ内で）
- ・自閉症（児）者・知的障害（児）者への防災教育：
  - 事前教育はあきらめられているが・・・
  - マルチメディアDAISY版マニュアル（日英）を使った教育プログラムの開発
- ・甚大災害の全国的な影響を明らかにする
  - 全国の発達障害支援センターを対象とした調査：
    - 時間が経過してニーズが増えた
    - 発達障害情報・支援センターからの情報発信の活用
  - 被災地の時間経過による変化
    - アンバーサリー反応と対処
    - 発災時の「よい子」反応の反発
    - 正常な反応かPTSDか
    - 地域支援者・ボランティアに引き継ぐ
- ・訪問学級実施中に何をすべきか（教員、家庭）
  - ヘルパー、ボランティアが活動中に被災したら？



その他に5つの研究を行っています。

一つ目は、「発達障害利用者への避難訓練」を国リハの利用者を対象に開発しようと考えています。

二つ目は、「自閉症（児）者・知的障害（児）者への防災教育」で、マルチメディア DAISY 版マニュアル（日英）を使って教育プログラムの開発し、事前教育は期待されていませんが、どこまで有効かを示したいと考えています。

三つ目は、「甚大災害の全国的な影響を明らかにすること」で、全国の発達障害支援センターを対象とした調査を行い、時間が経過して全国的にニーズが増えたこと、発達障害情報・支援センターからの情報発信の活用がどのように行われたかを明らかにしています。

(<http://www.rehab.go.jp/>)

四つ目は、被災地での時間経過による影響の変化を記録しています。毎月 11 日になると体調が悪くなる「アニバーサリー反応」と対処、発災時の「よい子」反応への対処、正常な反応か PTSD かの判別と対処、外部からの支援を地域支援者・ボランティアに引き継ぐ方法について実践を記録しています。

これらに加えて、平成 25 年度には「訪問学級実施中に教員や家庭は何をすべきか」のガイドラインを作成したいと考えています。同じことは、「ヘルパー、ボランティアが活動中に被災したら、どうしたらいいのか」につながると考えています。途中経過は報告書に掲載しますので、ご覧ください。



災害時における二次避難所(福祉避難所)施設 利用に関する協定書 (所沢市＝国リハ)  
<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/moshimo/bohanbosai/bosai/oenkyotei/kokuriha/files/kokuriha.pdf>

災害時における二次避難所(福祉避難所)施設 利用に関する協定書

所沢市(以下「甲」という。)と国立身体障害者リハビリテーションセンター(以下「乙」という。)は、所沢市内に発生した地震その他による災害時において、所沢市地域防災計画に基づく二次避難所(福祉避難所)としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的) 第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、被災した介護を要する障害児者を対象とした二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(二次避難所利用対象者) 第2条 乙の管理する施設を二次避難所として利用する対象者は、前条に規定する障害児者及びその介護者1名とする。

2 甲は、災害が発生し、乙の施設にかかる二次避難所の利用を必要とする者が生じたときは、当該対象者の氏名、住所等について、遅滞なく乙に通知するものとする。

(避難所として利用できる施設)

第3条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所沢市並木町4-1 国立障害者リハビリテーションセンター

(避難所の開設)

第4条 甲は、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することかできる。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条に基づき二次避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、二次避難所開設通知書(様式第1号)によって通知するものとする。

2 甲は、二次避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することかできるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し二次避難所開設通知書を提出するものとする。

(利用対象者の移送) 第6条 避難所利用対象者の移送については、甲が行う。

(避難所の運営管理)

第7条 災害時の二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 二次避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することかできる。

4 前項の要請があったときは、乙は協力するよう努めるものとする。

(費用負担)

第8条 二次避難所の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第9条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は甲乙で協議するものとし、甲は当該協議結果に基づき、二次避難所使用許可期限延長申請書(様式第2号)により、乙に期間の延長を申請するものとする。

(避難所解消への努力)



第10条 甲は、二次避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙が管理する施設について二次避難所としての利用を終了する際は、乙に二次避難所使用終了届(様式第3号)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成20年7月28日から平成21年7月27日までとする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議) 第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年7月28日

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1 甲 所沢市長

埼玉県所沢市並木四丁目1番地 乙 国立身体障害者リハビリテーションセンター総長

## 質疑

### 所沢市の先進事例

A：平成25年2月16日に、所沢市の自治連合会主催で講演会があります。東北で3.11の東日本大震災によって被災した状況についての講演もごございます。その前に所沢市コミュニティ推進課が推進しております地域の底力支援事業に我々の事業が採択されまして、午後1時からミューズの中ホールで発表があります。

自主防災会をいかに充実させていったらいいかということで、私どもが平成17年から取り組みを始めさせていただいた成果を発表します。私も消防に籍を置いていましたが平成14年に退職をしまして、自主防災組織は結成されたものの、いざ災害の時には機能しないんじゃないかということで、町内役員の方々と協議をしながらいろいろ進めてきた内容を、発表させていただきます。それから平成19年度から所沢市が取り組みをした要援護者支援事業の安否確認では各自治会、町内会に情報が提供されるのは、住所、氏名、年齢、どういう障害があるか程度です。そうしますと、町内会としても、どういった支援をしたらいいかという戸惑いがありますので、Y町内会としてはY独自の要援護者支援事業実施要領を作りました。先ほど先生からご紹介いただいたのは、お手上げで29の方が手を上げていただきました。そのうち10人が取りやめたということなんですが、結局申請をする時に、「いざという時に、警察、消防、市役所、そういったところの人たちが手を差し伸べてくれるのかな」というような期待があったわけですけども、「いや、そうじゃなくて、これは隣近所で支援をさせてもらうんですよ」という説明をしたら、10人ぐらいが「あ、そういうことでしたら結構です」というようなことで辞退をされたということがございました。それで民生委員さんと町内会役員で協力をしまして、あらためて町内会長あてに申請をしていただいて、要援護者宅を訪問して、いろんな情報を聞きました。「個人情報の保護法っていう問題がありますけども、いざという時には町内会の役員だとか、あるいは支援者に情報を提供して支援をしていただきますので、どうぞご了解ください」ということで、了解をいただいた方を対象に要援護者として登録をさせていただいています。

そういうふうなことを今度の講演会でも発表させていただきたいんですけども、今ここでご説明しちゃうと、「あ、そうか。それじゃ聞きに行ってもしょうがない」（一同笑）ということになるかと思いますが、私だけの発表ではありませんので、ぜひ、大勢の皆さんで2月の16日土曜日午後1時からごございます。ミューズの中ホールの方へお出かけいただければありがたいと思います。大変どうもありがとうございました。

00：05：17

司会：A町内会長様に貴重なご情報をいただきました。ありがとうございました。続きましてどなたか。はい。お願いします。

---

### 福祉避難所としての国リハについて

B：緑町のボランティアのBと申します。こちらの国リハが福祉避難所に指定されていて、場所が講堂と伺いました。場所を見学したり、体験宿泊訓練の予定とか、運営委員会というのか、これからの準備の予定などがありましたら教えていただきたいと思います。

北村：この会場真下ぐらいに講堂という場所があり、そこが福祉避難所の候補と聞いています。講演会が終わってから30分間、講堂を予約してあります。自由見学という形で、ご覧いただくことができるので、ぜひ、お越してください。私も下に行きまして、個別にご質問など受けます。施設管理者としては、私はご質問にお答えする立場にないので、分からないのが現状です。協定では、全国津々浦々、大したことは決まっていません。一般的に3日から7日の間、福祉避難所になりますということと、国リハの場合は介護者も1名入れるというふうに書いてありますが。

ただ、この講堂は国リハで訓練を受けている人たち 200 名ぐらいの方の通常の火災の避難訓練の集合場所です。ですから、もしも災害が起こって、宿舍が壊れますと、利用者が講堂を使うかもしれません。

2つ目の福祉避難所としての避難訓練については、たまたまここを会場にして、研究として避難訓練ってどんなものかなってというのはやってみたいなと思っています。それに関してはここを管理する部署と事前に連絡をする話はしてあります。どんな形の避難訓練をするのがいいのか、どういう方がご利用になるのか、下調べをしていきたいと思っています。

3つ目の、運営委員会なんですけど、通常の避難所っていうのは町内会が運営してらっしゃいます。ここはそういう意味での自主運営組織はないんですね。いざという時に市役所の職員さんが1名は来てくださるかな、とちょっと期待もしますが、確約はできないと思います。本当にひどい、災害の時には、過去の例では最初はその施設の管理者が運営をせざるを得ない状況でした。それから市の職員が来て、自主運営組織に移行していく。その自主運営組織の自主性が高く、公平性が高いほどうまくいくというふうに経験談には書いてあります。福祉避難所の性格上どうしたらいいのか一緒に考えながらしかできないかな、というふうに思っています。障害福祉課長、何かまずい点があったらフォローしていただけますか。

障害福祉課長：あ、大丈夫です。

北村：そんなところでよろしいでしょうか。

B：ありがとうございます。

司会：はい。ではこの講演終わりましたら、正面玄関脇の避難所を、見学をさせていただけるそうなので、立ち寄ってみていただきたいと思います。

北村：福祉避難所になった時に停電してるかもしれませんので、途中で電気をわざと切ってみますので、驚かずに、安全を確保してください。

施設としては、講堂は磁気ループも入っています。ただ、停電すると、磁気ループは使えません。それから、センター全体としては自家発電もありますが、燃料がないと動きません。また、優先順位があって、医療的なケアが必要な方から電気を使うことになると思うので、講堂に電気が来るのかどうか何とも言えません。それから、1階のトイレも見ていただきたいんですが、操作パネルが全て電気になってます。ですから、停電すると、バリアフリーではあるんだけど、水洗を流せなくて、1回ずつ凝固剤を入れなければいけない状態になると思います。

司会：そのほか、ご質問、ございますでしょうか。

---

### 車いす利用者が避難する場所

C：あの、障害者（車椅子利用）なんですけども、町内会は何も分からないんです何をしたいか、どこへ逃げていいか。どうしていいか、全然分からないんですけど。何かそういう……。町内会長さんに言えば何とかしてくれるんですか。

北村：一緒に考えるんだと思います。

C：一緒に考えるってことは、その場所へ行かなきゃならないってことですか。

北村：事前に場所に行ってみて、そこで暮らせるかどうか見ないと分からないと思うんですね。「指定避難所に来ててもそこにいるのは無理」っていう場合も多いと思います。今、モニターと方たちに一緒にやろうと思っていますので、モニターをしていただいたら一緒に考えさせていただきます。

C：あの、災害が起きちゃった場合、どこに逃げたらいいですか。

北村：それは、考えなきゃいけないですね。誰でも。

C：普通の人はずっと避難所がありますけど、そこまでも行けませんのでね。車いすは。したらどうしたらいいのかなと思って。

北村：近所でどこに行けるかなというのを探しませんか。

C：そうなんですか。

北村：まず自分の家をできるだけ安全にしておく。それから近所に「あそこなら絶対大丈夫。」というところを探す。公民館とか保育園とか。お寺とか。何があるか探してみるっていうところから始まると思います。

C：そう。探して。まあ、お寺とかもありとか。そこまで行けたらいいんですけどね。

北村：行ける範囲で何があるのか考えましょう。行ける範囲に本当にもしもなければ、自宅で頑張れるように、考えましょう。自宅で頑張るのは厳しそうですか。

C：連絡は。連絡はどうしたらいいんですかね。

北村：連絡。何が心配ですか。

C：どうしていいかわからないものね。逃げるところもないって。ねえ。

A：その件でちょっとよろしいですか。

北村：はい。お願いします。

A：災害発生した時に、どうやって避難したらいいか、どこに行ったらいいかって疑問だとは思いますが。町内会とか自治会の会員にはなってますか。

C：町内会には入ってますけど、町内会長さん知らないです。

A：回覧なんかはご覧になりますか。

女性C：はい。回ってきますよ。

A：そういうものは目を通されていますか。

C：はい。さっと。

C：避難所の場所は分かりますよ。あの、Xって書いてありましたけど、そこまでも行けないからと思って。

A：要援護者としての登録はされていますか？

C：出しました。

A：そうしますと、いざという時の支援の方は決まってるんですか。

C：いえ、全然聞いてません。

A：じゃあ、危機管理課さんの方へちょっと話をしてみたいと思います。

C：それでは待っていればいいんですか？

A：課長さん、どうすればいいか教えてください。

障害福祉課長：障害者課長です。質問の方のお答えになるかどうか分かりませんが、要援護者登録いただいた方の中で、特に荒幡地区や山口などの先進的な地区については、先ほどご紹介があったとおり、複数の支援者がつくように、かなり努力がなされています。個人情報の理解をいただいて、複数の支援者がつくことになったということです。ただし、支援者が誰がつくというふうにはこれから決まるという段階です。

C：ああこれからですか。分かりました。

北村：待っていれば町内会が決めてくれるというわけではないので、各自で町内会に問い合わせる必要があります。

障害福祉課長：先ほど申し上げたとおり、要援護者については、障害者の方以外に高齢者の方も登録いただいています。しかし、市役所の登録方法だと、お手上げいただいた方、つまり、皆さんのお名前等、自治会の方や市役所で把握しても良いという方だけです、かなり少数です。

また、要援護者の情報が、実際には自治会の方にも届いてません。先ほどの荒幡町内会のお話の中で、素晴らしいなと思ったのは、支援を自治会の方で考えていただいている例でした。現実には、地域の方に支援をしていただくことを、皆さんの力で、お願いしたいところがございます。障害者の方には個人情報の提供についてご理解いただいて、「ここに私がいますよ」ということを自治会の方、市役所、あるいは消防等にお知らせいただかないと、安否確認も難しいのではと思っております。

逆に手帳取得の方に関して市役所が持つ情報を流すことは、本人の承諾がなければできません。特に災害時における支援は、皆さんで構築いただくしかないといわれています。

市役所の職員として、一市民としてそう思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

C：障害者の人は市役所の方へ連絡して、その後はどこへ行けばいいんですか。

北村：地域の人と相談して、どこがいいかというのを相談したらどうか、というふうに思っています。

C：何にも言ってこないし、●もあんまりいないから。

北村：全国的に、何も言ってこないところが圧倒的に多いです。

C：●は分かりますよ、うちのところは。でもねえ、支援者もいるかないかも分からないし、逃げるところも分からないし。いや、●ますけどね、何かちょっと中途半端で。市役所で登録して……。

北村：モニターで、応募していただけたら、一緒に来年度、考えましょう。

司会：はい。ありがとうございます。では続いてどうぞ。

---

D：私は、所沢市の民生委員連合会の方に、障害者福祉研修部会というのがございまして、そちらの方の副代表をしております。

私どもも、民生委員としましては、65歳以上の方の高齢者の方につきましては、市の方から情報をいただきまして訪問させていただいたり、日頃安否確認させていただいたりしています。また、民生委員各自から情報もたくさんあるんですが、障害者の方の情報というのは障害福祉課長がおっしゃいましたように、個人情報その他の関係から、資料の提供をいただいております。

ぜひ、障害者の方の情報も民生委員の方へくださいというお話しをしてるんですが、本当に障害者の方で数が多くて、障害の程度もいろいろとございます。ペースメーカーを着けてらっしゃる方だけでも障害者になってしまったりとか、いろいろございます。情報は私どもも持っておりません。65歳以下の方のことに関しては、地域内にいらっしゃる方でも分からないというのが実状でございます。そういう方がいらっしゃるということが分かれば、民生委員もご訪問させていただいたり、そういうご相談に乗らせていただいたりとかっていう気持ちは持っております。今、いろいろお話ししてくださった方も、後ほどあのご住所を伺いましたが、詳しいご住所とお名前を教えていただければ、私どもの障害者部会を通じまして、そちらの民生委員の方に情報等伝えてよろしければお伝えさせていただいて、訪問させていただくなり、ご相談に乗らせていただければ、いくらかでもお役に立てるのではないかなと思っておりますので、よろしければどうぞ後ほどお知らせください。お願いします。

司会：ありがとうございます。続いてお願いいたします。

---

### 聴覚障害者への避難情報

E：ありがとうございます。私は聴覚に障害があり、要援護者登録は済ませました。実際防災無線等での避難勧告を知る手段がないのですが、そのような時は誰かが知らせに来てくれるのですか。その人が既に決まっていたとしたら、私自身は誰が来るかということには知らされていません。また、無事に避難できたとしても、避難所での情報保障がなされるかどうかという不安があります。

北村：地震が起きたことは分かりますよね。身の安全を確保するのはご自分でやっていただけますよね。逃げるタイミングは、所沢だと津波はないと思うので、「ご自宅が住めなくなったら逃げる」というのでいいですよ。逃げる先は、最寄の避難所がいいですか。で、その最寄の避難所に手話通訳者がいると安心、という考え方でいいでしょうか。

手話通訳者をそこにどう手配できるかは、これから解決しなきゃいけないところだと思います。同じ避難所に逃げるはずである手話ができるお友達がいると一番簡単ですが、そういう方はいらっしゃいますか。

E：無理だと思います。たとえ無事に避難したとしても、被災者同士で助けあう余裕があるかどうかわかりませんし。避難場所の数も多いし、災害が大きければ亡くなる場合もあるでしょう、頼んでおいても実際にことが起きたときに協力してもらえる保障は得られないと思います。

北村：避難所に行ったらまず受付で、「手話通訳が欲しい」と言っていたのが第一だと思います。それから急に言っても、避難所の運営委員会もどうしたらいいか分からないと思うので、避難訓練行っていただいて、たとえば「いざという時には手話通訳が要るので、手話通訳を手配する方法を一緒に考えましょう」と申し出てください。一般の人は、手話通訳をどこに頼んだらいいのかわからないので、通常、どこにどう頼んでいるのか、というのを教えてさしあげて、災害時そこに連絡がつくかどうか、電話がつかないという状況の時に、どうやったら連絡がつくかを考える必要があるんだと思います。筆談でよいなら自分で紙とペンを持っていて頼めばいいのか。どういう場面で書いて掲示して欲しいのかを事前に打合せをしておく必要があると思います。そんな手順でどうでしょう。

E：ありがとうございます。

---

### 災害時要援護者支援を地域で行う理想形は？

司会：後ろの方、はいどうぞ。

E：えーと、ボランティア連絡協議会で広報を担当しています。今後どういうふうに協力するか。昔は、戦前ぐらいまでは隣近所はみんな顔見知りだった。

こういう状況になればいいんだと思うんですけど、何かいっぱいシステムを考える、というのが官僚的なやり方だなというような気がするんですけど、先生が考えておられる、こういう研究をやって、こんなシステムが一番いいんだ、理想のシステムというものがあれば教えてください。それを目指して、どういうふうにしていくかというのを考える方がやりやすい気がするんですが、どうでしょう。

北村：まだ所沢での研究は始まったばかりで、理想形はできていないんですが、官僚的なシステムというのは実際動かないということはどこでも言われていて、平時からの人間のつながり、焼き芋大会しましょうとか、運動会しましょうとか、そういう町内会の日々の活動を災害時に活かそうというところが多いです。

私は先に立って運動会やりましょうとかいうのは苦手なんですけど（笑）、そういうのをやっていただける、町内会があるといいなというふうに思います。

それからもう1つは、連絡に関しては日々技術が更新していて、この間、東日本ではTwitterがとても有効だったといえます。例えばTwitterで「私はこれからどの避難所に行きます。手話通訳1名必要です」というふうに流すと、来るかもしれない。というのがあります。いろんな方法を使う、メールでも、Facebookとかソーシャルネットワークとかいろんなのがあります。そこで「自分はこれが欲しい」という発信をするのがもう1つと思います。

ただ、それも個別だと対応がしにくいので、ある程度チームを作って、その、聴覚障害者の組織とか、手話通訳者の組織とかそういうところであらかじめ連絡をしておいて、「ここには何人ぐらい必要な方がいらっしゃるから、無駄かもしれないけど行ってみよう」というようなこと。行った時に、顔が分かっていたらすぐに支援に入れるので、常日頃からのつながりが必要だろうなと思います。

ぜひ皆さまにご協力いただきたいところで、ぜひみんなが楽しめる、楽しんで人間関係を作れるものを作れたらいいなと思います。ということでもいいでしょうか。

---

### 要援護者名簿を民生委員、自治会で利用するための条例について

H：Z町で民生委員をやっていますHと申します。12 ページ目の資料の、「災害時対策で、要援護者の名簿を障害者に提出を条例化／横浜」ってあるんですけど。所沢市役所は、障害者において一切、個人情報をも民生委員にも教えていません。手上げ方式で手をあげた方

だけが「あ、この人が知的障害者なのか」ってようやくわかるんです。65歳以上の人だったら分かりますけど。若い障害者の情報はありません。こういうふうな方たちを、市役所としては今後どういうふうに対応していくのか、横浜方式みたいに、ある程度こうやって、情報を町内会なり民生委員に提供していただけるのか。これらを市がどういうふうを考えているのか、というのと、ここにも書いてありますけれど。「2,100人支援者が見つかっていない」と。お手上げ方式で登録した人29人のうち実際に10人ぐらい、断られたというのは、やっぱり近所に知られたくないって言うんですね。町内会の人が行けばよろしいんですけど、民生委員と行くと相手も心を開いてくれるということで、民生委員と町内会の役員と訪ねて「要援護者に登録されましたけど。ご近所の方に支援をお願いしたいんですけど」と言うと、「近所には知られたくない」と答えられました。先ほどA会長が言ったように、「これは市役所とか警察とか消防が手助けしてくれるんじゃないのか」ということがありました。登録したはいいいけど、誰が支援してるか分からないっていう、ことを何とか解決していかなくちゃいけないんじゃないかと私は個人的に思います。

北村：市役所さんに振る前にちょっとコメントさせていただくと、横浜は海があります。横浜駅も水没すると言われているので、かなり所沢とは緊迫感が違うというのはあると思います。近隣では条例化を初めてしたのは渋谷区なんですけど、渋谷区も繁華街で、大火事がおこるのではないかと、そういう緊迫感があります。条例を作るという方向性と逆ですが、ちょっと前振りが長くなって恐縮ですが、障害のある方が「私、こういう状態です」というふうに、民生委員さんに申し出になるのもいいなと思います。担当の民生委員さんが分からなかったら、市役所福祉総務課に「この地域の民生委員さん誰ですか？」って聞くと、名前、住所、電話番号を教えてくださいと思うので、ご心配なことを相談に行くというのもあります。

では、障害福祉課長、何かいただけますか。今日は市役所の方に、お返事していただくために来ていただいたわけではないので、恐縮なんですけれども。

障害福祉課長：直接担当ではないのですが、先ほど質問された方のおっしゃったとおり、この横浜の条例は画期的なものだと思っています。ただし、先ほど言ったとおり、情報を流せば自治会に支援する体制が整ってるかどうかというのは非常に難しいことだと思います。継続的にやっていかなければならないとなると、単純に市で持っている情報を自治会にお渡しするというのはそれこそ一番最初に申し上げた官僚的なことで、何か押しつけになってしまうこともあります。

現実に、どこまで責任持って市民の方に受け入れられるかと言ったら、議論が必要だし、理解が必要だと思っています。情報というのは生き物ですから、正しい情報を正しく把握することでは、地域の住民の方同士つながりがとが大切なのかなと私自身は思っています。今日の情報と1週間後の情報は実際が変わってしまうのが現実ですから、そういった意味では地域の方の結びつきは最後の肝と、私はそう考えています。

司会：はい。ありがとうございました。もう時間がだいぶ押してきましたので、ここでもう一方、最後に。

Z町内会長：今取り上げられた個人情報の関係ですけれども、長野県では、民生委員と行政が協議をいたしまして、「民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/comofuku/minsei-guideline/minsei-guideline.htm>を作りました。個人情報の「本人の利益につながるものについては……」というところの解釈をきちっとやりまして、こういう本当に命に関わるケースについては、行政が持っている個人情報を民生委員との間で共有しますよという取り決めができてるそうです。

私が住んでるところでも、高齢者がだんだん増えてくるという中で、町の中の暮らし方、考え方を変えていかなくちゃいけない。ということで、お互いに隣近所の人に対して関心を持つ、という意識を持っております。

情報を出せば受け皿が準備されているのかという考え方もありますけれども、現在の町を考えた場合に、少なくとももう少し、所沢市でも前向きに検討していただくということが必要であろうというふうに思っております。



---

### 避難所での聴覚障害者への情報保障

司会：ありがとうございます。もう一方。はい。では、最後のご質問とさせていただきます。もう時間も迫っておりますので。

G：講演ありがとうございました。災害が起きて避難所で生活をしなければならなくなった時どのように情報を得ればよいのでしょうか。皆さんは周囲の会話からも情報を得ることができますが、私たちには情報音声情報というものは役に立ちません。支援物資等の配布があると放送されても聞こえないわけですから、食事が配られたことを知らずに空腹のまま過ごすようなこともおきかねません。コミュニケーションが取れないことで、様々な苦しいことが避難所でも起きるだろうと思っています。

北村：さきほどのご質問の後半と同じ回答になってしまいますが、まず避難所に行ったら、手話通訳とか筆談が必要だということを受付で申し出てください。忘れられてしまうので、放送する時には必ず書き出してもらえるような工夫をかんがえる必要があると思います。

私たちの同僚のろう者が、たまたま3月11日に仙台に出張していて、避難所生活を何日間かしたんですけれども、とても困ったということでした。1度申し出ても、避難所の運営スタッフが変わってしまうので、しょっちゅう言わなきゃいけない。だから、運営スタッフに伝わるような方法が必要です。マイクに「放送したときは書き出すこと」と書いて張りつけておくとか。

それから行く避難所が決まっていれば、避難訓練の時に、「自分が来るのでこういう配慮が必要だ」という連絡をするとよいと思います。地域であっても避難所のスタッフは変わりますので、毎年言い続けることかなと思います。

それから、紙やペンを持っていく。自分が見やすい見本を持って行っていただくというのがあると思います。

それから、聴覚の方は並んでるのが見えるけど、視覚の方は見えないので、ろう者の同僚が配給された食事を視覚障害者に持ってってあげたそうです。視覚の方も、「私は見えないから、ごはんが来たら呼んでください。」と伝えたり、近所の方が「この人、こういう配慮が必要なので、ちょっと見て」と、そういう関係が作れるといいなと思います。言わなくてもできるよう、日頃から知りあっているのがベストなんだろうなと思います。

ただ、聴覚障害の方はずっと、手話の使える方同士で生活することが多いので、普段、周りとお付き合いがないということもよく伺います。コミュニケーション方法の違いと、そこから来る文化の違いをどういうふうに克服するか、という問題は大きいかなと思います。

G：ありがとうございます。

V連：今の質問に対してなんですけれども、ボランティア連絡協議会の中にも手話ができるサークルが2つほどあります。そういったところを、活用していただければと思っております。サークル活動ですので、地域全体に広がっているということではありませんけれども、日頃、そういうサークルに来ていただいて、そして交流を図りながら連絡が取れたらいいかな、というふうに思っています。所沢手話サークルと、手話サークル一二三というグループです。

司会：はい。ではもう一方、最後のご質問として。

---

D：ホワイトボードで10cm四方ぐらいのがあるんですけれども、それを、備蓄倉庫の中にマジックと一緒に備えていただければいいと思います。もし、もっと大きいのがあればさらにその方がよろしいと思います。

聴覚障害の方のためについていうよりか、どなたにでも役に立つと思うんです。掲示板として役に立ちますので、それを備えていただいて、配布状況とかの伝達事項をお伝えするために使えると思います。

北村：もう1つだけつけ加えさせてください。書くっていうのはいろんな方に便利で、発達障害のお子さんは、並んでるのが見えてても、何に並んでるのか分からなくて並ばない場合があります。「ごはんを配ってるから列の後ろに並んでください」と書いていただかないと、後ろじゃなくて真ん中に行っちゃうかもしれないから、いろんな方に、使える方法でもあると思います。

それから、「トイレ行ってていなかった間に連絡が終わっちゃった」ということもあると思いますので、色々な人のニーズを地域で出し合うことは大事だと思います。「うちはこれあったらいいんじゃないの」というものを、備蓄倉庫に何を入れるかを誰が決めるかまでちょっとまだ調べてないので、危機管理課の方に伺ってもみますけれども、100円ショップで買えそうなものもありますので、町内会でもいいですし、自分で持ち込むかを事前に検討しておくといいと思います。

---

## 閉会

司会：質問たくさんありそうなんですけど、もうかなり経過しておりますので、このへんで質疑応答は終わらせていただきたいと思います。今日の皆さんの貴重な意見が、市の行政に反映されることをご期待申し上げながら、この講演を終了いたします。

手話通訳をしてくださった方、要約筆記の方々、本当にどうもありがとうございました。みんな盛大な拍手を。ありがとうございました。それでは最後になります。お礼の言葉と、それから閉会の言葉を、ボランティア連絡協議会副会長より申し上げます。

V連副会長：ボランティア連絡協議会の副会長をしております、マキノキョウコと申します。今日は85名以上の方のご参加をいただきまして、本当にうれしく思っております。北村先生には、大変具体的で分かりやすいお話をありがとうございました。

お話の頭に、災害時要援護者という言葉がありましたけれども、私たち、普段活動しております、障害のある方、高齢の方というのはすぐ頭に來ますけれども、妊婦さんというのは、ちょっとあの、考えつかなかったんですね。そういうことがいっぱいあるかと思えます。

今、時期的にノロウイルスとかインフルエンザとかいうのがはやっております、そんな方も避難所へお連れしていいかどうか、ということも大きな問題かと思えます。昨日までお元気だったのに「今日はちょっと具合悪いの。ちょっと人にうつすかもしれない症状」という方が現れた時にどうするか、ということも、普段、考えてはいなかったことなど、あらためて勉強しないといけないことがいっぱいあるなっていうふうに思いました。

本当にいいお話、ありがとうございました。これで今日の講演会を終わりにしたいと思います。

司会：今日その資料も含めてですね、全ての段取りをしていただきました先生に、皆さん、盛大な拍手を、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(録音終了 00 : 49 : 22)

## 参考資料

・東京都における障害者団体調査の結果～災害の発生に備えて～：  
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2012/06/DATA/60m6p300.pdf#search=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E3%80%81%E7%81%BD%E5%AE%B3%E6%99%82%E8%A6%81%E6%8F%B4%E8%AD%B7%E8%80%85%E3%80%81%E8%AA%BF%E6%9F%BB>

・人工呼吸器：<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/03/20i3a400.htm> (2008.)  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/hoken/shippei/oshirase/saigaijisi>

[iennsisimn.html](#) (2012. 3.)

・東京都防災(2007. 7.)

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/soumu/soumu/oshirase/saigai\\_youengosya.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/soumu/soumu/oshirase/saigai_youengosya.html)

・東京都心身障害者福祉センター (2012. 12.)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/saigai/index.html>

・セイフティネットプロジェクト横浜 (社福) 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>

参加者の反響：あかね通信 2013. 1. 17

<http://blogs.yahoo.co.jp/akanetuusin/63793450.html> より

市内の福祉避難所の委託を受けた国立リハビリテーションセンター内の避難場所を見学し、講演会を聞きました。昨年の「要援護者（災害弱者）への対応」の続きです。講師は国リハの研究员である北村弥生氏、長年障害児のための研究をされている方です。

見た目では障害が分かりにくい耳の不自由な方や軽度発達障害の方が、必要な支援を受けるための工夫、

ヘルプカード（保険証くらいのサイズ）に「手話か筆談をお願いします」

とか「体に触られることが苦手です」「（ ）にアレルギーがあり、食べられません」

「移動の時に誘導してください」などと書いて携帯して、困った時、必要な時に見せる。

「避難場所のみなさんをお願いしたいこと」

- ・ 体育館の通路などは、車いすが通れる幅（最低90cm）  
以上は確保してください。
- ・ 状況の判断がつかず、大きな不安を抱いたり、  
パニックを起こしやすくなる人もいます。  
気持ちを落ち着かせるための行動かもしれません。  
しばらくの間見守ってください。
- ・ 混乱が大きい時は体育館以外の教室など静かな場所に移動し  
落ち着くまで見守ってください。  
などの注意書きも参考になります。

「コミュニケーションボード」にはひらがなと英語と絵がいくつか書いてあり、「はい YES」

「トイレ（絵）Restroom」「手当（絵）Care」などとわかりやすく書かれている。障害の有無にかかわらず、外国人や子どもにも便利だ。

肝心の避難場所はすごく寒かった。大雪の後の寒波の中、停電だったらぞっとする。人が大勢集まれば多少暖かくなるだろうか。ここが本当に福祉避難所として適切なのか。確かにバリアフリーではあるが・・・

だだっ広い体育館とあまり変わらない。段ボールの壁で仕切るとは思うが、虚弱な高齢者にはかなり厳しい避難所暮らしになりそうだ。そして住宅地からは遠い。福祉避難所としての準備はこれから。危機管理課に要請することが沢山ある。 (N I)